

伊 勢 市 公 報

第 201 号
平成 26 年 3 月 20 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市福祉健康センター条例施行規則及び伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	6
○ 伊勢市児童手当事務取扱規則	9
○ 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	31
訓 令	
○ 児童手当の請求等に関する規程を廃止する規程	34
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	36
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	38
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	107
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	108
○ 道路の供用開始について	109
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	110
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	111
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	112
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	113
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	114
公 告	
○ 公示送達	115
○ 公示送達	116

伊勢市福祉健康センター条例施行規則及び伊勢市ハートプラザみその条

例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 6 号

伊勢市福祉健康センター条例施行規則及び伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条」に改める。

第12条中「、第 9 条」を削る。

第16条第 4 項第 2 号を次のように改める。

(2) 伊勢市ひまわり 伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則（平成23年伊勢市規則第 8 号）

別表第 1 マイクの項中「510円」を「520円」に改め、同表拡声装置の項及びワイヤレス装置の項中「1,030」を「1,050」に改め、同表カラオケセットの項中「510」を「520」に改め、同表CDカラオケ装置の項中「1,500」を「1,540」に改め、同表ビデオカセットレコーダー装置の項中「500」を「510」に改め、同表舞台照明の項中「510」を「520」に改める。

別表第 2 社会適応訓練室の項中「510円」を「520円」に改め、同表日常生活訓練室の項中「820」を「840」に改め、同表調理実習室の項中「510」を「520」に改め、同表集会室 1 の項中「820」を「840」に改め、同表集会室 2 の項中「510」を「520」に改め、同表娛樂室の項中「1,540」を「1,580」に改め、同表趣味創作室の項中「510」を「520」に改め、同表会議室大の項中「820」を「840」に改め、同表会議室小の項中「510」を「520」に改める。

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 6 号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部改正)

第2条 伊勢市ハートプラザみその条例施行規則（平成17年伊勢市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号による伊勢市ハートプラザみその使用許可申請書（以下「申請書」という。）」を「伊勢市ハートプラザみその使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）」に改める。

第3条第1項中「様式第2号による伊勢市ハートプラザみその使用許可書（以下「許可書」という。）」を「伊勢市ハートプラザみその使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）」に改める。

第8条中「様式第3号による伊勢市ハートプラザみその個人利用受付簿」を「伊勢市ハートプラザみその個人利用受付簿（様式第3号）」に改める。

第9条中「様式第4号による伊勢市ハートプラザみその建物・設備等損傷・滅失届」を「伊勢市ハートプラザみその建物・設備等損傷・滅失届（様式第4号）」に改める

別表1の表多目的ホールの項中「4,000円」を「4,110円」に改め、同表多目的ホールホワイエの項から生活相談室の項までの規定中「500円」を「510円」に改める。

別表2の表ピアノの項中「10,000円」を「10,280円」に改める。

別表3の表映写室を使用する場合の項中「15,000円」を「15,420円」に改め、同表映写室を使用しない場合の項中「5,000円」を「5,140円」に改める。

別表4の表中「10,000円」を「10,280円」に改める。

別表5の表カラオケの項中「2,000円」を「2,050円」に改める。

様式第1号中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、備考1を次のように改める。

- 1 使用申し込みは、使用日の属する月の2箇月前の日（ただし、多目的ホールにあつては、1年前の日）の属する月の初日から使用日の5日前までに提出しなければならない。また、各室（ただし、多目的ホールを除く。）を多目的ホールの使用に関連して使用する場合は、多目的ホールの申請期間とする。

様式第4号中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市福祉健康センター条例施行規則別表第1及び別表第2並びに第2条の規定による改正後の伊勢市ハートプラザみその条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき使用料等について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料等については、なお従前の例による。

伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成 26 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 7 号

伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市産業支援センター条例施行規則（平成 24 年伊勢市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表帯鋸の項中「630」を「640」に改め、同表自動一面鉋盤の項中「840」を「860」に改め、同表手押鉋盤の項中「680」を「690」に改め、同表万能丸鋸盤の項中「630」を「640」に改め、同表横切り機の項中「520」を「530」に改め、同表卓上ボール盤の項中「420」を「430」に改め、同表糸のこぎり盤の項中「470」を「480」に改め、同表バフの項中「420」を「430」に改め、同表グラインダーの項中「420」を「430」に改め、同表ベルトサンダーの項中「470」を「480」に改め、同表木工旋盤の項中「630」を「640」に改め、同表エアプラズマ溶接機の項中「1,570」を「1,610」に改め、同表万能試験機の項中「1,410」を「1,450」に改め、同表衝撃試験機の項中「360」を「370」に改め、同表天秤の項中「360」を「370」に改め、同表分光光度計の項中「470」を「480」に改め、同表ガスクロマトグラフの項中「1,570」を「1,610」に改め、同表原子吸光分析装置の項中「730」を「750」に改め、同表蛍光 X 線分析装置の項中「1,570」を「1,610」に改め、同表恒温恒湿器の項中「570」を「580」に改め、同表定温恒温器の項中「360」を「370」に改め、同表定温乾燥機の項中「360」を「370」に改め、同表マッフル炉の項中「360」を「370」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき利用料について適用し、施行日の前

日までに納付すべき利用料については、なお従前の例による。

伊勢市児童手当事務取扱規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市児童手当事務取扱規則

伊勢市児童手当事務取扱規則（平成17年伊勢市規則第65号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（児童手当及び法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。以下同じ。）の支給等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（備え付けるべき帳簿等）

第 2 条 市において備える帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 受給者台帳
- (2) 関係書類返戻・保留カード
- (3) 受給資格調査員証交付簿
- (4) 父母指定者管理台帳

（父母指定者指定届の処理等）

第 3 条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）第 1 条の 3 の届書の提出を受けたときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付する。

（一般受給資格者に係る認定請求書の処理）

第 4 条 市長は、省令第 1 条の 4 第 1 項の請求書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定し、児童手当（特例給付）認定（認定請求却下）通知書（様式第 1 号。以下「認定（認定請求却下）通知書」という。）により請求者に通知するものとする。

（施設等受給資格者に係る認定請求書の処理）

第5条 市長は、省令第1条の4第3項の請求書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定し、児童手当認定（認定請求却下）通知書（施設等受給資格者用）（様式第2号）により請求者に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理）

第6条 市長は、省令第2条第1項の請求書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、児童手当等の額の改定の可否を決定し、児童手当（特例給付）額改定（額改定請求却下）通知書（様式第3号。以下「額改定（額改定請求却下）通知書」という。）により請求者に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る額改定届の処理）

第7条 市長は、省令第3条第1項の届書の提出を受けた場合においては、当該届書の記載事項等により審査し、届出に係る事実があると認めるときは額改定（額改定請求却下）通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めるときは当該届書を届出者に返送するものとする。

（施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理）

第8条 市長は、省令第2条第3項の請求書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、児童手当の額の改定の可否を決定し、児童手当額改定（額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）（様式第4号。以下「額改定（額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）」という。）により請求者に通知するものとする。

（施設等受給資格者に係る額改定届の処理）

第9条 市長は、省令第3条第2項の届書の提出を受けた場合においては、当該届書の記載事項等により、当該届書の記載事項等により審査し、届出に係る事実があると認めるときは額改定（額改

定請求却下) 通知書(施設等受給者用)を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めたときは当該届書を届出者に返送するものとする。

(職権に基づく額改定の処理)

第10条 市長は、省令第3条第1項又は第2項の届書の提出がない場合であっても、公簿等により児童手当等の額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、一般受給者にあつては額改定(額改定請求却下)通知書により、施設等受給者にあつては額改定(額改定請求却下)通知書(施設等受給者用)により、当該児童手当等の支給を受けている者(以下「受給者」という。)に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る現況届の処理)

第11条 市長は、省令第4条第1項の届書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があつたものとみなされる場合に該当すると認めた場合には、認定(認定請求却下)通知書により、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該児童手当等の認定を取り消し、児童手当(特例給付)支給事由消滅通知書(様式第5号。以下「消滅通知書」という。)により、それぞれ届出者に通知するものとする。

(施設等受給者に係る現況届の処理)

第12条 市長は、省令第4条第3項の届書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書(施設等受給者用)(様式第6号。以下「消滅通知書(施設等受給者用)」という。)により、届出者に通知するものとする。

(受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

第13条 市長は、省令第7条第1項又は第2項の届書の提出を受けたときは、届出者が一般受給者の場合は消滅通知書により、施設等受給者の場合は消滅通知書（施設等受給者用）により、それぞれ届出者に通知するものとする。

2 市長は、省令第7条第1項の又は第2項の届書の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて児童手当等の認定を取り消し、届出者が一般受給者の場合は消滅通知書により、施設等受給者の場合は消滅通知書（施設等受給者用）により、それぞれ当該届出者に通知するものとする。

3 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

(未支払請求書の処理)

第14条 市長は、省令第9条第1項又は第2項の請求書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、未支払の児童手当等の支給の可否を決定し、一般受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当（特例給付）支給決定（請求却下）通知書（様式第7号）により、施設等受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書（施設等受給者用）（様式第8号）により、それぞれ請求者に通知するものとする。

(寄附に係る事務処理)

第15条 児童手当等の支給の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）からの法第22条の2の規定による寄附の申出は、支払

期月ごとの前月末日までとし、当該日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。

2 市長は、省令第12条の9の申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認められたときは以後の支払期月ごとに請求者等に支給される児童手当等の額（法第22条の3の規定に基づき徴収される額がある場合は、その額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を受給資格者に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 市長は、前項に定める寄附が行われたときは、児童手当（特例給付）に係る寄附受領証明書（様式第9号）を受給資格者に送付するものとする。

4 受給資格者が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理）

第16条 受給資格者からの法第22条の3の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月ごとの前月末日までとし、当該日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 市長は、省令第12条の10第1項の申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認められたときは、児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書（様式第10号）により受給資格者に通知し、以後の支払期月ごとに支給される児童手当

等の額（法第22条の2の規定に基づく寄附金額がある場合は、その額を控除した額。以下この条において同じ。）のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、受給資格者に対しては、児童手当等の額から当該徴収等される額を控除した額を支払うものとする。

- 3 請求者等が申出書の内容を変更し、又は申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる日の10日前までに行うものとし、当該日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

（支払）

第17条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第2号）第1条第1項に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日とする。

- 2 市長は、児童手当等の支払を行う場合には、一般受給者にあつては、児童手当（特例給付）支払通知書（様式第11号）により、施設等受給者にあつては、児童手当支払通知書（施設等受給者用）（様式第12号）により、それぞれ受給者に通知するものとする。
- 3 児童手当等の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

（支払の一時差止め等）

第18条 市長は、法第10条の規定により児童手当等の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき又は法第11条の規定によ

り児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、一般受給者にあつては、児童手当（特例給付）支払差止通知書（様式第13号）により、施設等受給者にあつては、児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）（様式第14号）により、それぞれ当該受給者に通知するものとする。

（処分の取消し）

第19条 市長は、児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあつたときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に新たな処分を行うものとし、当該取消は、文書をもって請求者等に通知するものとする。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

様

伊勢市長



児童手当 認定 通知書
 特例給付 認定請求却下

年 月 日付で請求のありました 児童手当 特例給付 については、次の とおり認定 理由により請求を却下 しましたので通知します。

記

認定に関する事項									
1 支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上小学校修了前)	人								
(中学生)	人								
計	人								
2 区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">児童手当</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">特例給付</td> </tr> </table>		児童手当		特例給付				
	児童手当								
	特例給付								
3 手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上小学校修了前)	円								
(中学生)	円								
計	円								
4 支給開始年月									
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()									
認定請求却下に関する事項									
却下した理由 ()									
備考									

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）提起することができます。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



認定
児童手当 通知書（施設等受給資格者用）
認定請求却下

とおり認定
年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次の
理由で請求を却下

しましたので通知します。

記

認定に関する事項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3 支給開始年月	
4 支給対象児童の氏名及び生年月日 (※)	
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 (※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙を御覧ください。	
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）提起することができます。

様

伊勢市長



児童手当 額 改 定 通知書
 特例給付 額改定請求却下

児童手当 請 求 改 定
 の額の改定については 届 出 により、次のとおり しまし
 特例給付 職 権 却 下 ましたので

通知します。

記

額改定に関する事項									
1 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上小学校修了前)	人								
(中学生)	人								
計	人								
2 区分	<table border="1"> <tr> <td>児童手当</td> </tr> <tr> <td>特例給付</td> </tr> </table>	児童手当	特例給付						
児童手当									
特例給付									
3 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上小学校修了前)	円								
(中学生)	円								
計	円								
4 改定年月									
5 改定（増・減額）の理由 （ ）									
認定請求却下に関する事項									
却下した理由（ ）									
備考									

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）提起することができます。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



額 改 定
 児童手当 通知書（施設等受給者用）
 額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請 求 改 定
 届 出 により、次のとおり しましただので
 職 権 却 下

通知します。

記

額改定に関する事項	
1 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上小学校修了前) 人
	計 人
2 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上小学校修了前) 円
	計 円
3 改定年月	
4 総額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由 (※)	
5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由 (※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙を御確認ください。	
額改定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）提起することができます。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当
支給事由消滅通知書
特例給付

次のとおり 児童手当 の支給事由が消滅しましたので通知します。
特例給付

記

- 1 消滅した日
- 2 消滅の理由

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）提起することができます。

第 年 月 日
号

様

伊勢市長



児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

記

- 1 消滅した日
- 2 消滅の理由

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）提起することができます。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



未支払 児童手当 支給決定 通知書
 特例給付 請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払 児童手当 特例給付 の支給については、次のとおり
 支給することに決定 しましたので通知します。
 請求を却下

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）提起することができます。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



支給決定
未支払 児童手当 通知書（施設等受給者用）
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり
支給することに決定
しましたので通知します。
請求を却下

記

児童の氏名	住所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月 日分から 年 月 日分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払期間		
		支払期間	年 月 日分から 年 月 日分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払期間		
		支払期間	年 月 日分から 年 月 日分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払期間		

合計 _____ 円

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）提起することができます。

第 年 月 日 号

児童手当
に係る寄附受領証明書
特例給付

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金 _____ 円

児童手当法8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第22条の2第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

伊勢市長



※ 本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注 1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注 2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

第 年 月 日 号

住所 (法人の主たる事務所の所在地)

氏名 (法人名等) 様

伊勢市長



児童手当
に係る学校給食費等の徴収 (支払) に係る通知書
特例給付

第 1 項
児童手当法第 22 条の 3 の規定に基づく申出のあった費用について、
第 2 項
児童手当
下記のとおり から徴収する (支払う) ことといたしますので通知します。
特例給付

記

徴収 (支払) の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する (支払う) 費用	徴収期間	備考

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当
支払通知書
特例給付

児童手当

の支払いについては、次のとおりあなたの預貯金等の口座に振り込みの手続き
特例給付
を行いますので通知します。支払予定日等は下記のとおりですが、支給額等に変更があった
場合は改めて通知します。

なお、児童手当法第 22 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用につ
いて、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条の 4 第 1 項の規
定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により徴収される保育料について、児童手当等
から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児
童手当等の支払金額となります。

記

(年 月分：支払予定日 年 月 日)

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(年 月分：支払予定日 年 月 日)

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(年 月分：支払予定日 年 月 日)

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払いについては、次のとおり預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は下記のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

記

（ 年 月分：支払予定日 年 月 日）

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

（ 年 月分：支払予定日 年 月 日）

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

（ 年 月分：支払予定日 年 月 日）

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当
支払差止通知書
特例給付

児童手当
次のとおり の支払を差し止めましたので通知します。
特例給付

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止理由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）提起することができます。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当支払差止通知書 (施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

記

支払差止の内容	支払差止理由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、この決定の取消しを求める訴え (取消訴訟) は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に伊勢市を被告として (訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。) 提起することができます。

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 9 号

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「様式第 1 号によるもの」を「助産施設入所申込書（様式第 1 号）」に改め、同条第 3 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 妊産婦の属する世帯の階層区分が別表に定める A 階層及び B 階層である場合を除き、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が 39 万円以上であるとき。

第 3 条第 1 項中「様式第 6 号によるもの」を「母子生活支援施設入所申込書（様式第 6 号）」に改める。

別表備考 1 中「第 314 条の 7」の次に「、第 314 条の 8」を加え、「及び第 5 条の 4 第 6 項」を「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同表備考 2 中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和

22 年法律第 175 号)」を「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）及び平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」に改め、同表備考 2 (1) 中「第 92 条第 1 項」を「第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項」に改め、同表備考 2 (2) 中「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 6 項」に、「第 41 条の 19 の 2 第 1 項並びに」を「第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、」に改め、「第 41 条の 19 の 3 第 1 項」の次に「及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項」を加え、同表備考 3 (3) 中「社会福祉施設に入所している児童（者）」を「社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第 24 条の 2 により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 6 条の自立支援給付の受給者（総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 13 項、第 14 項及び第 15 項のサービスに限る。）又は総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者」に改め、同表備考 3 (3) に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者様式第 1 号、様式第 6 号及び様式第 12 号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童手当の請求等に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 26 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第1号

児童手当の請求等に関する規程を廃止する規程

児童手当の請求等に関する規程（平成17年伊勢市訓令第27号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように

定める。

平成26年 3 月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市上水道給水条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第5号中「乗じて得た額」の次に「（その額が500円に満たない場合は、500円）」を加え、同号ただし書を削り、同条第8号中「に消費税を加算した額」を「（その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の伊勢市上水道給水条例施行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水装置工事の申込みに係る工事費について適用し、施行日の前日までの給水装置工事の申込みに係る工事費については、なお従前の例による。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第2号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

			「第9章 引当金（第86
	「第9章 予算（第86条—第91条）		第10章 予算（第87条
目次中	第10章 決算（第92条—第95条）	を	第11章 決算（第93条
	第11章 雑則（第96条・第97条）」		第12章 雑則（第98条
			条)

—第92条)

に改める。

—第97条)

・第99条)」

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第4条の見出し中「出納事務取扱」を「出納事務取扱い」に改める。

第17条の2中「若しくは」を「及び」に、「公営企業法施行令」を「地方公営企業法施行令」に改め、「昭和27年政令第403号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、「手続き」を「手続」に改める。

第18条中「昭和27年法律第292号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第24条中「伊勢市水道料金等不納欠損処分取扱要領及び伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領に基づき徴収権」を「法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権」に改める。

第27条第1項中「地方公営企業法施行令」を「政令」に改め、「同令」を削り、「、管理者」を「管理者」に、「前金払する」を「前金払をする」に改め、同条第4項中「及び水道料金（下水道使用料を含む。）」を「、水

道料金及び下水道使用料」に改め、同条第5項中「第4項」を「前項」に改める。

第48条第1項中「次に掲げる」を「水道事業に係る次に掲げる」に改める。

第49条及び第57条第1項中「及び下水道事業」を削る。

第65条中「、あわせて」を「単に」に改める。

第68条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第69条第3号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産」を「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第80条第1項中「、不用となり、」を「不用となり」に改める。

第84条中「昭和27年総理府令第73号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、「第8条第1項」を「第15条第1項」に、「100分の50」を「当該金額に100分の50」に改める。

第85条中「地方公営企業法施行規則第8条第3項」を「省令第15条第3項」に改める。

第97条中「施行に関し必要な」を「規定による」に改め、同条を第99条とする。

第96条を第98条とする。

第11章を第12章とする。

第95条第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第95条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第95条を第96条とし、同条の次に次の1条を加える。

(報告セグメントの区分)

第97条 省令第40条第2項の企業管理規程で定める報告セグメントの区分は、次のとおりとする。

(1) 水道事業 水道事業及び簡易水道事業

(2) 下水道事業 汚水事業及び雨水事業

第94条を第95条とする。

第93条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第93条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加え、同条を第94条とする。

(5) 引当金の計上

第92条を第93条とする。

第10章を第11章とする。

第91条を第92条とし、第90条を第91条とし、第89条を第90条とする。

第88条第2項中「、管理者」を「管理費」に改め、同条を第89条とする。

第87条に後段として次のように加え、同条を第88条とする。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第86条を第87条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第86条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

水道事業勘定科目表

1 収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
水道 事業 収益	営業収益	給水収益	水道料金	主たる営業活動から生ずる収益 水道料金
		受託工事収益	給水工事収益 修繕工事収益 受託工事手数料	給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
		その他営業収		

営業外収益	益	材料売却収益	給水装置の新設又は修繕等に使用する器具、材料等の販売代金
		手数料	設計審査手数料、工事検査手数料等
		他会計負担金	
		他会計補助金	
		営業雑収益	上記以外の営業収益 金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
	受取利息及び配当金	預金利息	定期預金、普通預金、外貨預金等の利息
		基金利息	
		貸付金利息	長期貸付金、短期貸付金等の利息
		有価証券利息	
		配当金	
	他会計負担金		
	他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの	
	消費税及び地方消費税還付金		
	消費税及び地方消費税還付金		

	長期前受金戻入		省令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
		受贈財産評価額長期前受金戻入	
		負担金長期前受金戻入	
		他会計補助金長期前受金戻入	
		他会計負担金長期前受金戻入	
		補助金長期前受金戻入	
		寄附金長期前受金戻入	
		その他資本剰余金長期前受金戻入	
	雑収益	不用品売却収益	不用品の売却代金
		有価証券売却収益	有価証券の売却代金
		その他雑収益	
	朝熊山分担金	朝熊山分担金	
	加入金	加入金	
簡易水道収益			簡易水道事業から生ずる収益
	給水収益	水道料金	
	長期前受金戻入		

		受贈財産評価額長期前受金戻入	
		負担金長期前受金戻入	
		他会計補助金長期前受金戻入	
		他会計負担金長期前受金戻入	
		補助金長期前受金戻入	
		寄附金長期前受金戻入	
		その他資本剰余金長期前受金戻入	
	雑収益		
		受託工事収益	
		手数料	
		他会計負担金	
		その他雑収益	
	加入金		
		加入金	
特別利益	固定資産売却益		当年度の経常的収益から除外すべき利益 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
		土地売却益	
		建物売却益	
		構築物売却益	
		機械及び装置売却益	
		車両運搬具売却益	
		工具、器具及び備品売却益	
		その他有形固定資産売却益	
		投資有価証券売却	

		過年度 損益修 正益	益 過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正 で利益の性質を有するも の
		その他 特別利 益	その他特別利益	

2 費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
水道 事業 費用	営業費用	原水費		主たる営業活動から生ず る費用 原水の取入れに係る設備 の維持及び作業に要する 費用
			給料 手当	職員の本給 職員の扶養、通勤、時間 外、期末、勤勉等の諸手 当
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上す るための繰入額
			法定福利費	事業主負担の市町村職員 共済組合負担金、労災保 険料等
			法定福利費引当金 繰入額	法定福利費引当金として 計上するための繰入額
			報酬	臨時又は非常勤嘱託員等 に対する報酬
			賃金 旅費	臨時職員及び人夫の賃金 旅費に関する規程等に基 づいて職員等に支給する 旅費
			被服費	被服貸与に関する規程に

		に基づいて職員に貸与する被服の購入費
	備消耗品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の工具、器具及び備品費
	燃料費	工事用、自動車及び庁用燃料費
	光熱水費	電気料金、ガス料金等
	印刷製本費	文書、函面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
	通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入権移転架設料、乗車船券類、運送料等
	委託料	調査委託料等
	手数料	公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等
	賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
	修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
	修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	路面復旧費	送水管の修理等による道路法（昭和27年法律第180号）に定められた道路の修復費
	動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
	薬品費	原水の滅菌に要する経費
	材料費	有形固定資産等の維持修繕等に要する諸材料費
	工事請負費	請負工事費で資本的支出とならないもの
	補償費	補償金、賠償金、見舞金等
	負担金	分水負担金、庁舎維持負

			担金等
		受水費	他団体から供給を受ける 原水及び浄水の受水に要 する費用
		保険料	事業用財産に対する損害 保険料
		公課費	公租公課
		雑費	上記科目に属さない費用 配水池、配水管その他浄 水の配水に係る設備及び 給水装置に附属する量水 器その他の設備の維持及 び作業に要する費用
	配水及び 給水費	給料	
		手当 賞与引当金繰入額	
		法定福利費	
		法定福利費引当金 繰入額	
		報酬	
		賃金	
		旅費	
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰 入額	
		メータ取替補修費	量水器取替えに伴う取替 済量水器の補修代金
		路面復旧費	
		動力費	

	薬品費 材料費 工事請負費 補償費 負担金 保険料 公課費 雑費	
受託工事費		給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 報酬 賃金 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 路面復旧費 動力費 材料費 工事請負費 補償費 負担金	

		<p>総係費</p>	<p>保険料 公課費 雑費</p> <p>給料 手当 賞与引当金繰入額</p> <p>法定福利費 法定福利費引当金 繰入額</p> <p>報酬 賃金 旅費 報償費 退職給付費</p> <p>被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 広告料</p> <p>委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額</p> <p>特別修繕引当金繰 入額 動力費</p>	<p>事業活動の全般に関連する費用並びに料金の調定、集金及び検針その他の業務に要する費用</p> <p>報奨金、奨励金等 退職給付引当金として計上するための繰入額、退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額及び退職手当組合の負担金</p> <p>広告又は宣伝に要する費用</p>
--	--	------------	--	--

		材料費 工事請負費 補償費 研修厚生費	職員の研修及び福利厚生に要する費用
		食糧費	会議のための茶菓子、弁当代等
		交際費	管理者等が、事業の遂行に必要な公の交渉をする際に要する費用
		負担金 保険料 公課費 貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		その他引当金繰入額	省令第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額
	減価償却費	雑費	省令第4章の規定による償却額
		建物減価償却費	
		構築物減価償却費	
		機械及び装置減価償却費	
		車両運搬具減価償却費	
		工具、器具、備品減価償却費	
		有形リース資産減価償却費	
		その他有形固定資産減価償却費	
		水利権減価償却費	
		借地権減価償却費	

営業外費用	資産減耗費	地上権減価償却費		
		特許権減価償却費		
		施設利用権減価償却費		
		無形リース資産減価償却費		
		ソフトウェア減価償却費		
		その他無形固定資産減価償却費		
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費	
	その他営業費用	たな卸資産減耗費	たな卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損	
		材料売却原価	上記以外の営業費用	
		雑支出	給水装置用の販売器具、材料等の原価	
	支払利息及び企業債取扱諸費	雑支出		金融機関及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
			企業債利息	
			借入金利息	
企業債手数料及び取扱費		企業債に対する利息 他会計借入金、一時借入金等に対する利息		
雑支出		企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費		
		不用品売却原価	売却した不用品の原価	
		消費税雑支出		

	<p>朝熊山雑 支出</p>	<p>その他雑支出</p> <p>給料 手当 賞与引当金繰入額</p> <p>法定福利費 法定福利費引当金 繰入額 報酬 賃金 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額</p> <p>特別修繕引当金繰 入額 路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 工事請負費 補償費 負担金 保険料 公課費 雑費</p>	<p>朝熊山上への配水に係る 原水の取入れ、設備の維 持及び作業に要する費用</p>
	<p>簡易水道 費用</p>		

		<p>簡易水道費</p> <p>給料 手当 賞与引当金繰入額</p> <p>法定福利費 法定福利費引当金繰入額 報酬 賃金 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額</p> <p>特別修繕引当金繰入額 メータ取替補修費</p> <p>路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 工事請負費 補償費 食糧費 保険料 公課費 企業債利息 借入金利息</p>	<p>簡易水道地区への配水に係る原水の取入れ、設備の維持及び作業に要する費用</p>
--	--	--	--

	特別損失	その他雑支出 減価償却費 資産減耗費		当年度の経常費用から除外すべき損失
		固定資産 売却損	固定資産売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		減損損失		事業年度の末日において予測することのできない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		過年度損 益修正損	減損損失 過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		災害による 損失	災害損失	災害による巨額の臨時損失
		その他特別 損失	その他特別損失	
	予備費	予備費	予備費	

3 資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定 資産				

有形固定 資産	土地	事務所用地	土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産で遊休施設及び未稼働設備を含む。）事業用敷地及び公舎敷地等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額
		施設用地	本庁舎用地等専ら事務所のために用いる土地 水源地用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
		その他用地	上記以外の用に用いる土地
	立木 建物	事務所建物	事務所、作業場、倉庫、車庫のほか、公舎その他経営附属用建物（建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備及び買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用並びに建物に直接関係ある整地費を含む。）本庁舎、営業所等専ら事務所の用に供されている建物
		施設用建物	取水、貯水、配水等の作業施設の用に供されている建物
		その他の建物	倉庫、車庫等の建物

	建物減価償却累計額	<p>事務所用建物減価償却累計額</p> <p>施設用建物減価償却累計額</p> <p>その他の建物減価償却累計額</p>	
	構築物	<p>原水設備</p> <p>送配水及び給水設備</p> <p>消火栓</p> <p>その他構築物</p>	<p>配水池その他土地に定着する土木施設又は工作物取水作業用設備</p> <p>浄水の送配給水設備</p>
	構築物減価償却累計額	<p>原水設備減価償却累計額</p> <p>送配水及び給水設備減価償却累計額</p> <p>消火栓減価償却累計額</p> <p>その他構築物減価償却累計額</p>	
	機械及び装置	<p>電気設備</p> <p>内燃設備</p> <p>ポンプ設備</p>	<p>機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの附属品</p> <p>電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）</p> <p>自家発電のための内燃設備</p> <p>ポンプ及びこれに直結し、分離し難い電動機等の電気設備</p>

		<p>塩素滅菌設備</p> <p>量水器</p> <p>その他機械装置</p> <p>電気設備減価償却累計額</p> <p>内燃設備減価償却累計額</p> <p>ポンプ設備減価償却類型額</p> <p>塩素滅菌設備減価償却類型額</p> <p>量水器減価償却累計額</p> <p>その他機械装置減価償却累計額</p>	<p>塩素投入装置等塩素滅菌のための設備</p> <p>直接需要者の用に供している量水用計器</p> <p>自動車その他陸上運搬具</p> <p>機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、ライター、机等の備品で耐用年数が1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの</p>
	<p>機械及び装置減価償却累計額</p>		
	<p>車両運搬具</p> <p>車両運搬具減価償却累計額</p> <p>工具、器具及び備品</p>		
	<p>工具、器具及び備品減価償却累計額</p>		

	リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		所有権移転リース資産 所有権移転外リース資産
	リース資産減価償却累計額	所有権移転リース資産減価償却累計額 所有権移転外リース資産減価償却累計額
	建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。） 上記以外の有形固定資産
	その他有形固定資産	
	その他有形固定資産減価償却累計額	
無形固定資産		有償取得した水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権及び電話加入権
	水利権	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 23 条から第 29 条までに規定する権利
	借地権	土地の上に設定された民法（明治 29 年法律第 89 号）第 601 条に規定する権利
	地上権	民法第 265 条に規定する権利

投資その他の資産	特許権	特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 29 条に規定する権利	
	施設利用権	電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等	
	電話加入権	電話機、交換機、電話線その他電気通信設備を設けるために負担した費用	
	ソフトウェアリース資産	無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産	
	その他無形固定資産	所有権移転リース資産 所有権移転外リース資産	
	投資有価証券	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの	
	出資金	地方債 国債 株式 社債 その他有価証券	

流動 資産	現金・預 金	長期貸付 金	一般貸付金 他会計貸付金	貸付金で返済期日が貸借 対照表日から起算して1 年以上のもの 他会計に対する長期貸付 金以外のもの 他会計への長期貸付金	
		貸倒引当 金		長期貸付金の回収不能に よる損失に備えるために 引き当てるもの	
		基金		基金設置条例に基づき特 定預金等の形態で保有す るもの	
		その他投 資			
		現金		現金、当座預金、支払期 限の到来した公社債の利 札、小切手等	
	未収金	預金		普通預金 定期預金	貸借対照表日から起算し て1年内に期限が到来す る定期預金等
			営業未収 金	給水収益未収金	営業活動に係る収益の未 収入額 水道料金の未収入額
			受託給水工事収益 未収金	受託給水工事代金の未収 入額	
			他会計負担金未収 金		
			他会計補助金未収 金		
	その他営業未収金		材料売却代金、手数料等 の未収入額		
	営業外未 収金				

		受取利息未収金	預金、貸付金利息等の未 収入額
		他会計負担金未収 金	
		工事負担金未収金	
		他会計補助金未収 金	
		その他営業外未収 金	
	その他未 収金	その他未収金	
貸倒引当 金			未収金の回収不能による 損失に備えるために引き 当てるもの
	貸倒引当 金		
有価証券			一時的所有を目的とする 有価証券（差入保証金の 代用として提供されたも ので短期間内に返却され るものを除く。）
	有価証券		
		地方債 国債 株式 社債	
貯蔵品			いまだ使用に供されてい ない材料並びに耐用年数 が1年未満であり、か つ、取得価額が10万円未 満の工具、器具及び備品 （固定資産の建設又は改 良に使用するため取得さ れたものを除く。）
	原材料		
		配水管類 量水器 その他	管、弁、栓類及び附属類 貯蔵量水器類 砂利、砂、セメント、れ んが等

短期貸付金	短期貸付金	一般短期貸付金 他会計短期貸付金	他会計以外に対する貸付金 他会計に対する短期貸付金
貸倒引当金	貸倒引当金		短期貸付債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの
前払金	未経過保険料 その他前払費用		物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で、前払費用に属しないもの
	工事前払金 前払消費税及び地方消費税 その他前払金		年度途中において中間納付される消費税
その他流動資産	保管有価証券		上記以外の流動資産 差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込

		仮払消費税及び地方消費税 特定収入 仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産	みのもの 課税仕入に係る消費税 特定収入割合が5パーセント超の場合の4条の特定収入を財源として行われた4条の課税仕入に係る控除できない消費税額
--	--	---	---

4 負債勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定負債	企業債	建設改良費等企業債		事業の通常取引において1年以内に償還されない長期借入金等 建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	建設改良費等長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除

		その他の 長期借入金		く。)
	リース債務			建設改良費等以外の財源に 充てるために他会計から繰 り入れた借入金（1年内に 返済期限の到来するものを 除く。） ファイナンス・リース取引 におけるリース債務（1年 内に支払期限の到来するも のを除く。）
	引当金	リース債 務		
		退職給付 引当金		将来生ずることが予想され る職員に対する退職手当の 支払に充てるための引当金 数事業年度ごとに定期的 に行われる特別の大修繕の支 払に充てるための引当金
		特別修繕 引当金		
	その他固 定負債	その他引 当金		上記以外の固定負債
		その他固 定負債		
流動 負債	一時借入 金			借入金等で貸借対照表日か ら起算して1年以内に返還又 は支払を要するもの 貸借対照表日から起算して 1年以内に償還しなければな らない借入金
		一時借入 金	他会計一時借入金	
	企業債		その他一時借入金	

	建設改良費等企業債 その他の企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行した企業債 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるため発行した企業債
他会計借入金	建設改良費等長期借入金 その他の長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金
リース債務	リース債務	1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
未払金	貯蔵品購入未払金 営業未払金	特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。） 貯蔵品購入金の未払額 営業活動に係る通常取引により発生する未払金
	原水費未払金 配水及び給水費未払金 受託工事費未払金 総係費未払金 簡易水道費未払金	

	営業外未 払金	その他営業費用未 払金	主たる営業活動によらない 取引により発生する未払金
		支払利息等未払金	
	その他未 払金	未払消費税及び地 方消費税 その他営業外未払 金	固定資産等購入代金の未払 額、償還期限経過後の企業 債の未償還額等上記以外の 未払金
		特別損失未払金	
		原水施設費未払金	
		配水及び給水施設 費未払金	
		老朽管更新事業費 未払金	
		配水管敷設事業費 未払金	
		増口径管敷設替事 業費未払金	
		加圧施設更新事業 費未払金	
		固定資産購入費未 払金	
		無形固定資産購入 費未払金	
		簡易水道施設費未 払金	
	未払費用	その他未払金	未払利息、未払賃借料等一 定の契約に従い、継続的に 役務の提供を受ける場合、 既に提供を受けた役務の対 価の未払額
		未払費用	

前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
	営業前受金		前受水道料金、前受受託給水工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受額
	営業外前受金		前受利息、前受賃借料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
預り金	その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
	預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	契約保証金等の預り金
引当金			
	賞与引当金		翌事業年度に支払われる賞与のうち、当事業年度負担相当額の支払に充てるための引当金
	法定福利費引当金		翌事業年度に支払われる賞与に係る法定福利費のうち当事業年度負担相当額の支払に充てるための引当金
	修繕引当金		所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
その他流動負債	その他引当金		
	預り有価証券	預り有価証券	差入保証金の代用として預った有価証券

繰延 収益	長期前受 金	仮受消費 税及び地 方消費税 仮受金 その他流 動負債		償却資産の取得又は改良に 充てるための補助金、負担 金その他これに類するもの の交付を受けた場合におけ るその交付を受けた金額に 相当する額及び償却資産の 取得又は改良に充てるため 借り入れた企業債の元金の 償還に要する資金に充てる ため他会計から繰入れを行 った場合におけるその繰入 金の額
	長期前受 金収益化 累計額	長期前受 金	受贈財産評価額長期 前受金 負担金長期前受金 他会計補助金長期 前受金 他会計負担金長期 前受金 補助金長期前受金 寄附金長期前受金 その他資本剰余金 長期前受金	
		長期前受 金収益化		

		累計額	受贈財産評価額長期前受金収益化累計額 負担金長期前受金収益化累計額 他会計補助金長期前受金収益化累計額 他会計負担金長期前受金収益化累計額 補助金長期前受金収益化累計額 寄附金長期前受金収益化累計額 その他資本剰余金長期前受金収益化累計額	
--	--	-----	---	--

5 資本勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		企業開始の時（法適用の時）における引継資本金の額 他会計から出資された額 剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金	資本剰余金			

	再評価積立金	政令附則第 11 項及び第 12 項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
	受贈財産評価額	償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
	負担金	
	他会計補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に要する資金に充てた他会計からの繰入金で返済を要しないもの
	他会計負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に要する資金に充てた他会計からの負担金
	加入金	
	保険差益	固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
	補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に要する資金に充てた国又は県からの補助金
	寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に要する資金に充てた寄附金
利益剰余金	その他資本剰余金	上記以外の資本剰余金
	減債積立金	企業債の償還に充てるため積み立てた額
	利益積立金	欠損金を埋めるため積み立てた額
	建設改良積立金	建設又は改良のために積み立てた額
	その他積立金	上記以外の積立金

	当年度未 処分利益 剰余金	繰越利益剰余金	前年度未処分利益剰余金の 額から前年度利益剰余金処 分額を控除して得た繰越利 益剰余金の額
		当年度純利益	当年度の損益取引の結果発 生した純利益
		その他未処分利益 剰余金変動額	
	当年度未 処理欠損 金	当年度未処理欠損 金	前年度未処理欠損金の額か ら前年度欠損金処理額を控 除して得た繰越欠損金の額
		当年度純損失	当年度の損益取引の結果発 生した純損失

別表第2(第14条関係)

下水道事業勘定科目表

1 収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水 道事 業収 益	営業収益	下水道使 用料	下水道使用料	主たる営業活動から生ずる 収益 汚水処理による使用料
		他会計負 担金	雨水処理負担金	雨水処理に要する経費の他 会計繰入金
		他会計補	その他他会計負担 金	その他繰入基準内の他会計 繰入金

営業外収益	助金	他会計補助金	繰入基準外の他会計繰入金	
	受託事業収益	受託工事収益	排水設備等の工事受託に伴う収益	
		その他受託事業収益	上記以外の受託事業収益	
		その他営業収益	材料売却収益	排水装置の新設又は修繕等に使用する器具、材料等の販売代金
	受取利息及び配当金	手数料雑収益	証明手数料、督促手数料等 上記以外の営業収益 金融及び販売活動に伴う収益 その他主たる営業活動以外から生ずる収益	
		他会計負担金	預金利息	定期預金、普通預金、外貨預金等の利息
			基金利息 貸付金利息	長期貸付金、短期貸付金等の利息
			有価証券利息 配当金	
	他会計補助金	雨水処理負担金		
		企業債償還利子負担金 その他他会計負担金		
	他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないも		

		の
国庫補助金	国庫補助金	
県補助金	県補助金	
消費税及び地方消費税還付金	消費税及び地方消費税還付金	
長期前受金戻入	受贈財産評価額長期前受金戻入	省令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
	他会計負担金長期前受金戻入	
	受益者負担金長期前受金戻入	
	工事負担金長期前受金戻入	
	周辺環境整備事業負担金長期前受金戻入	
	他会計補助金長期前受金戻入	
	補助金長期前受金戻入	
	寄附金長期前受金戻入	
	その他資本剰余金長期前受金戻入	

	特別利益	雑収益 固定資産 売却益 (汚水雨 水共通 項) 過年度損 益修正益 その他特 別利益	有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益 土地売却益 建物売却益 構築物売却益 機械及び装置売却 益 車両運搬具売却益 工具、器具及び備 品売却益 その他有形固定資 産売却益 投資有価証券売却 益 過年度損益修正益 その他特別利益	上記以外の営業外収益 有価証券の売却代金 不用品の売却代金 当年度の経常的収益から除 外すべき利益 固定資産の売却価額が当該 固定資産の売却時の帳簿価 額を超える金額 前年度以前の損益の修正で 利益の性質を有するもの
--	------	--	--	---

2 費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水道事業費用	営業費用			主たる営業活動から生ずる

	汚水管渠費	費用 汚水管渠の維持管理に要する費用
	給料 手当	職員の本給 職員の扶養、通勤、時間外、期末、勤勉等の諸手当
	賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
	法定福利費	事業主負担の市町村職員共済組合負担金、労災保険料等
	法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
	報酬	臨時又は非常勤の嘱託員等に対する報酬
	賃金 旅費	臨時職員及び人夫の賃金 旅費に関する規程等に基づいて職員等に支給する旅費
	被服費	被服貸与に関する規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
	備消耗品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の工具、器具及び備品費
	燃料費	工事用、自動車及び庁用燃料費
	光熱水費	電気料金、水道料金、ガス料金等
	印刷製本費	文書、函面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
	通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入権移転架設料、乗車船券類、運送料等
	委託料 手数料	調査委託料等 公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等
	賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等

		修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
		修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
		特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
		路面復旧費	管渠の修理等による道路法に定められた道路の修復費
		動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
		材料費	有形固定資産等の維持修繕等に要する諸材料費
		工事請負費	請負工事費で資本的支出としないもの
		補償費	補償金、賠償金、見舞金等
		負担金	各種負担金等
		保険料	事業用財産に対する損害保険料
		公課費	公租公課
		雑費	上記科目に属さない費用
	雨水管渠費		雨水管渠の維持管理に要する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金繰入額	
		法定福利費	
		法定福利費引当金繰入額	
		報酬	
		賃金	
		旅費	
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	

		修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 路面復旧費 動力費 材料費 工事請負費 補償費 負担金 保険料 公課費 雑費	
	流域下水道維持管理負担金	流域下水道維持管理負担金	
	ポンプ場費	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 報酬 賃金 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費	ポンプ場施設の維持管理に要する費用

		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰入額	
		路面復旧費	
		動力費	
		材料費	
		工事請負費	
		補償費	
		負担金	
		保険料	
		公課費	
		雑費	
	処理場費		処理場の維持管理に要する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金繰入額	
		法定福利費	
		法定福利費引当金繰入額	
		報酬	
		賃金	
		旅費	
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰入額	
		路面復旧費	
		動力費	

		藥品費 材料費 工事請負費 補償費 負担金 保険料 公課費 雑費	諸藥品購入費
	普及促進費	給料 手当 賞与引当金繰入額	水洗便所の普及促進に要する経費
		法定福利費 法定福利費引当金繰入額 報酬 賃金 旅費 報償費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費	報奨金、奨励金等
		広告料 委託料 手数料 賃借料 補償費 研修厚生費	広告又は宣伝に要する費用
		食糧費	職員の研修及び福利厚生に要する費用 会議のための茶菓子、弁当代等
	業務費	負担金 調査費 補助交付金 雑費	各種調査に要する費用 各種事業における補助金 下水道使用料等徴収業務に

			要する費用
		給料 手当 賞与引当金繰入額	
		法定福利費 法定福利費引当金 繰入額	
		報酬 賃金 旅費 報償費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 広告料 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰 入額 補償費 研修厚生費 食糧費 負担金 調査費 補助交付金 保険料 公課費 雑費	
	総係費		事業活動の全般に関する費用
		給料 手当	

	賞与引当金繰入額	
	法定福利費 法定福利費引当金 繰入額	
	報酬 賃金 旅費 退職給付費	退職給付引当金として計上 するための繰入額、退職手 当の支払に当たって不足が 生じた場合の当該不足額及 び退職手当組合の負担金
	報償費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 広告料 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額	
	特別修繕引当金繰 入額 補償費 研修厚生費 食糧費 交際費	管理者等が、事業の遂行に 必要な公の交渉をする際に 要する費用
	負担金 調査費 補助交付金 保険料 公課費	

		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上する ための繰入額
		その他引当金繰入 額	省令第 22 条の規定により 引き当てるその他引当金と して計上するための繰入額
	受託工事 費	雑費	
		給料 手当 賞与引当金繰入額	
		法定福利費 法定福利費引当金 繰入額	
		報酬	
		賃金	
		旅費	
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰 入額	
		路面復旧費	
		動力費	
		材料費	
		工事請負費	
		補償費	
		負担金	
		保険料	
		公課費	
		雑費	

		<p>減価償却費(汚水雨水共通項)</p> <p>建物減価償却費</p> <p>構築物減価償却費</p> <p>機械及び装置減価償却費</p> <p>車両運搬具減価償却費</p> <p>工具、器具、備品減価償却費</p> <p>有形リース資産減価償却費</p> <p>その他有形固定資産減価償却費</p> <p>借地権減価償却費</p> <p>地上権減価償却費</p> <p>特許権減価償却費</p> <p>施設利用権減価償却費</p> <p>流域下水道施設利用権減価償却費</p> <p>無形リース資産減価償却費</p> <p>ソフトウェア減価償却費</p> <p>その他無形固定資産減価償却費</p> <p>資産減耗費</p> <p>固定資産除却費</p> <p>たな卸資産減耗費</p>	<p>省令第4章の規定による償却額</p> <p>有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費</p> <p>たな卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費及び低</p>
--	--	--	---

			価法による評価損
営業外費用	その他営業費用	材料売却原価 雑支出	売却した材料の原価
	支払利息及び企業債取扱諸費	公共下水道事業債利息 流域下水道事業債利息 その他企業債利息	金融機関及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用 公共下水道事業債に対する利息 流域下水道事業債に対する利息 その他企業債に対する利息
特別損失	雑支出	借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
	不用品売却原価	売却した不用品の原価	
	消費税雑支出 その他雑支出	当年度の経常費用から除外すべき損失	
	固定資産売却損	固定資産売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	減損損失		事業年度の末日において予測することのできない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額

		過年度損益修正損	減損損失	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
			過年度損益修正損	
		災害による損失	災害損失	災害による巨額の臨時損失
		その他特別損失	その他特別損失	
	予備費	予備費	予備費	

3 資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定資産	有形固定資産(汚水雨水共通項)	土地	事務用地 施設用地 その他用地	土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産で遊休施設及び未稼働設備を含む。） 事業用敷地及び公舎敷地等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額 専ら事務所のために用いる土地 処理場用地等施設のために用いる土地 上記以外の用に用いる土地

	立木 建物		事務所、作業場、倉庫、車庫のほか、公舎その他経営附属用建物（建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備及び買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用並びに建物に直接関係ある整地費を含む。） 専ら事務所の用に供されている建物 処理場等施設の用に供されている建物 建物に附属する電気、冷暖房、換気等の設備 倉庫、車庫等の建物
	建物減価償却累計額	事務所用建物 施設用建物 建物附属設備 その他の建物	事務所用建物減価償却累計額 施設用建物減価償却累計額 建物附属設備減価償却累計額 その他の建物減価償却累計額
	構築物		土地に定着する土木施設又は工作物 管渠、矩形渠又は開渠 ポンプ場における沈砂池等 終末処理場における沈砂池等
	構築物減価償却累計額	排水施設 ポンプ場施設 処理場施設 その他構築物	

		排水施設減価償却 累計額 ポンプ場施設減価 償却累計額	
		処理場施設減価償 却累計額 その他構築物減価 償却累計額	
	機械及び 装置	電気設備 ポンプ設備 処理機械設備 内燃設備 その他機械装置	電動機、変圧器等及び所内 配電設備（建物に含むもの を除く。） ポンプ及びこれに直結し、 分離し難い電動機等の電気 設備
	機械及び 装置減価 償却累計 額	電気設備減価償却 累計額 ポンプ設備減価償 却累計額 処理機械設備減価 償却累計額 内燃設備減価償却 累計額 その他機械装置減 価償却累計額	
	車両運搬 具 車両運搬 具減価償		自動車その他陸上運搬具

	却累計額		
	工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、タイプライター、机等の備品で耐用年数が1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
	工具、器具及び備品減価償却累計額		
	リース資産	所有権移転リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		所有権移転外リース資産	
	リース資産減価償却累計額		
		所有権移転リース資産減価償却累計額	
		所有権移転外リース資産減価償却累計額	
	建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）
	その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
	その他有形固定資産減価償却累計額		

無形固定資産(汚水雨水共通項)	借地権		有償取得した借地権、地上権、施設利用権等
	地上権		土地の上に設定された民法第 601 条に規定する権利 民法第 265 条に規定する権利
	特許権		特許法第 29 条に規定する権利
	施設利用権		
		電気ガス供給施設利用権	電気ガス供給施設利用権 (電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利) 等
		電信電話専用施設利用権	電話機、交換機、電話線その他電気通信設備を設けるために負担した費用
		その他施設利用権	
		流域下水道施設利用権	流域下水道施設利用権
		電話加入権	
		ソフトウェアリース資産	無形固定資産(営業権を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		所有権移転リース資産	
		所有権移転外リース資産	
	その他無形固定資産		

流動 資産	投資その 他の資産	産		
		投資有価 証券	地方債 国債 株式 社債 その他有価証券	金融商品取引法第2条に規 定する有価証券で投資の目 的をもって所有するもの
		出資金 長期貸付 金		貸付金で返済期日が貸借対 照表日から起算して1年以 上のもの
			一般貸付金	他会計に対する長期貸付金 以外のもの
		貸倒引当 金	他会計貸付金	他会計への長期貸付金 長期貸付金の回収不能によ る損失に備えるために引き 当てるもの
		基金		基金設置条例に基づき特定 預金等の形態で保有するも の
		その他投 資		
	現金・預 金			
		現金		現金、当座預金、支払期限 の到来した公社債の利札、 小切手等
		預金		貸借対照表日から起算して 1年以内に期限が到来する定 期預金等
			普通預金 定期預金 その他預金	

未収金	営業未収金	下水道使用料未収金 他会計負担金未収金 他会計補助金未収金 受託事業収益未収金 その他営業未収金	営業活動に係る収益の未収入額 下水道使用料に係る未収入額 他会計負担金に係る未収入額 受託工事に係る未収入額
	営業外未収金	配当金未収金 他会計負担金未収金 他会計補助金未収金 国庫補助金未収金 県補助金未収金 消費税及び地方消費税還付金未収金 雑収益未収金 その他営業収益未収金	
	その他未収金	他会計負担金未収金 受益者負担金未収金 工事負担金未収金 周辺環境整備事業負担金未収金 その他負担金未収	

		金	
		他会計補助金未収金	
		国庫補助金未収金	
		県補助金未収金	
		他会計出資金未収金	
		他会計借入金未収金	
		投資未収金	
		寄附金未収金	
		保険金未収金	
		戻入金未収金	
		その他未収金	
貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	貸倒引当金		
有価証券			一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
	有価証券		
貯蔵品		地方債	
		国債	
		株式	
		社債	
			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数が1年未満であり、かつ、取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設又は改良に使用するため取得されたものを除く。）
	貯蔵材料		

	貯蔵消耗品 その他貯蔵品		
短期貸付金	短期貸付金	一般短期貸付金 他会計短期貸付金	貸付金で返済期日が貸借対照表日から起算して1年内のもの 他会計等以外に対する貸付金 他会計に対する短期貸付金
貸倒引当金	貸倒引当金		短期貸付債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年内に費用となるもの
前払金	未経過保険料 その他前払費用		未経過支払利息、前払賃借料等 物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で、前払費用に属しないもの
	工事前払金 前払消費税及び地方消費税 その他前払金		年度途中において中間納付される消費税

	その他流動資産 保管有価証券 仮払消費税及び地方消費税 特定収入 仮払消費税及び地方消費税 仮払金 その他流動資産			差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの 課税仕入に係る消費税 特定収入割合が5パーセント超の場合の4条の特定収入を財源として行われた4条の課税仕入に係る控除できない消費税額
--	---	--	--	--

4 負債勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定負債	企業債 他会計借入金	建設改良費等企業債 その他の企業債		事業の通常取引において1年以内に償還されない長期借入金等 建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために発行した企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）

流動 負債	リース債 務	建設改良 費等長期 借入金	建設改良費等の財源に充て るために他会計から繰り入 れた借入金（1年以内に返済 期限の到来するものを除 く。）
		その他の 長期借入 金	建設改良費等以外の財源に 充てるために他会計から繰 り入れた借入金（1年以内に 返済期限の到来するものを 除く。）
	引当金	リース債 務	ファイナンス・リース取引 におけるリース債務（1年 内に支払期限の到来するも のを除く。）
		退職給付 引当金	将来生ずることが予想され る職員に対する退職手当の 支払に充てるための引当金
		特別修繕 引当金	数事業年度ごとに定期的 に行われる特別の大修繕の支 払に充てるための引当金
	その他固 定負債	その他引 当金	
		その他固 定負債	上記以外の固定負債
	一時借入 金		借入金等で貸借対照表日か ら起算して1年以内に返還又 は支払を要するもの
		一時借入 金	貸借対照表日から起算して 1年以内に償還しなければな らない借入金
			他会計一時借入金
		その他一時借入金	

企業債	建設改良費等企業債 その他の企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行した企業債 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるため発行した企業債
他会計借入金	建設改良費等長期借入金 その他の長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金
リース債務	リース債務	1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
未払金	営業未払金	特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。） 営業活動に係る通常取引により発生する未払金
		汚水管渠費未払金
		雨水管渠費未払金
		流域下水道維持管理負担金未払金
		ポンプ場費未払金
		処理場費未払金

		普及促進費未払金	
		業務費未払金	
		総係費未払金	
		受託工事費未払金	
	営業外未払金	その他営業費用未払金	本来の営業活動によらない取引により発生する未払金
		支払利息等未払金	
		水洗便所設置費補助金未払金	
		未払消費税及び地方消費税	
	その他未払金	その他営業外未払金	固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金
		特別損失未払金	
		流域関連公共下水道交付金事業費未払金	
		流域関連公共下水道補助事業費未払金	
		流域関連公共下水道単独事業費未払金	
		宇治・中村特環公共下水道補助事業費未払金	
		宇治・中村特環公共下水道単独事業費未払金	

宇治・中村特環公
共下水道更新補助
事業費未払金

宇治・中村特環公
共下水道更新単独
事業費未払金

二見特環公共下水
道補助事業費未払
金

二見特環公共下水
道単独事業費未払
金

雨水管渠敷設補助
事業費未払金

雨水管渠敷設単独
事業費未払金

雨水管渠更新補助
事業費未払金

雨水管渠更新単独
事業費未払金

ポンプ場築造補助
事業費未払金

ポンプ場築造単独
事業費未払金

ポンプ場更新補助
事業費未払金

ポンプ場更新単独
事業費未払金

周辺環境整備事業
費未払金

流域下水道建設負
担金未払金

		汚水有形固定資産 購入費未払金	
		雨水有形固定資産 購入費未払金	
		汚水無形固定資産 購入費未払金	
		雨水無形固定資産 購入費未払金	
		その他未払金	
未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額
前受金	未払費用		
	営業前受金		契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないものの 前受下水道使用料等主たる営業活動に係る収益の前受額
	営業外前受金		前受利息、前受賃借料等金融及び財務活動に伴う収益 その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
	その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
預り金	預り金		
		預り保証金	契約保証金等の預り金
		預り諸税	
		その他預り金	
引当金	賞与引当金		翌事業年度に支払われる賞与のうち、当事業年度負担相当額の支払に充てるための引当金

繰延 収益	その他流 動負債	法定福利 費引当金	繰延 収益	翌事業年度に支払われる賞 与に係る法定福利費のうち 当事業年度負担相当額の支 払に充てるための引当金
		修繕引当 金		所有する設備等について、 毎事業年度行われる通常の 修繕が何らかの理由で行わ れなかった場合において、 その修繕に備えて計上する 引当金
		その他引 当金		
		預り有価 証券		差入保証金の代用として預 った有価証券
		仮受消費 税及び地 方消費税 仮受金 その他流 動負債		預り有価証券
繰延 収益	長期前受 金		繰延 収益	償却資産の取得又は改良に 充てるための補助金、負担 金その他これに類するもの の交付を受けた場合におけ るその交付を受けた金額に 相当する額及び償却資産の 取得又は改良に充てるため 借り入れた企業債の元金の 償還に要する資金に充てる ため他会計から繰入れを行 った場合におけるその繰入 金の額
		長期前受 金		受贈財産評価額長 期前受金

		他会計負担金長期前受金 受益者負担金長期前受金 工事負担金長期前受金 周辺環境整備事業負担金長期前受金 他会計補助金長期前受金 補助金長期前受金 寄附金長期前受金 その他資本剰余金長期前受金
長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	受贈財産評価額長期前受金収益化累計額 他会計負担金長期前受金収益化累計額 受益者負担金長期前受金収益化累計額 工事負担金長期前受金収益化累計額 周辺環境整備事業負担金長期前受金収益化累計額 他会計補助金長期前受金収益化累計額

			補助金長期前受金 収益化累計額	
			寄附金長期前受金 収益化累計額	
			その他資本剰余金 長期前受金収益化 累計額	

5 資本勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金	資本金	固有資本金		企業開始の時（法適用の時）における引継資本金の額
		繰入資本金		他会計から出資された額
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金	資本剰余金	再評価積立金		政令附則第 11 項及び第 12 項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		受贈財産評価額 他会計負担金		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に要する資金に充てた他会計からの負担金
		受益者負担金	受益者負担金	

		区域外流入協力金	
	工事負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた負担金
	周辺環境整備事業負担金		
	他会計補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に要する資金に充てた他会計からの繰入金で返済を要しないもの
	補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に要する資金に充てた国又は県からの補助金
	寄附金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に要する資金に充てた寄附金
	その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
利益剰余金	減債積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額
	利益積立金		欠損金を埋めるため積み立てた額
	建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額
	その他積立金		上記以外の積立金
	当年度未処分利益剰余金		
		繰越利益剰余金	前年度未処分利益剰余金の額から前年度利益剰余金処分額を控除して得た繰越利益剰余金の額
		当年度純利益	当年度の損益取引の結果発生した純利益

		当年度未 処理欠損 金	その他未処分利益 剰余金変動額	
			当年度未処理欠損 金	前年度未処理欠損金の額か ら前年度欠損金処理額を控 除して得た繰越欠損金の額
			当年度純損失	当年度の損益取引の結果発 生した純損失

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用する。

伊勢市告示第 16 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 3 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
社会福祉法人 五十鈴会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 いすずガーデン
所在地 伊勢市楠部町乙 77 番地
- 3 指定の年月日
平成 26 年 3 月 1 日
- 4 サービスの種類
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

伊勢市告示第 17 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 3 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 森 嶋 満

伊勢市東大淀町 290 番地

変更後 森 島 茂 明

伊勢市東大淀町 282 番地

伊勢市告示第 18 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
楠部 10 号線	楠部町字下村 1687 番 2 地先から 楠部町字下村 1689 番 2 地先まで	平成 26 年 3 月 6 日

伊勢市告示第 19 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	堀 田 治 己
	伊勢市有滝町 1053 番地 1
変更後	中 西 甚左エ門
	伊勢市有滝町 252 番地 2

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成26年3月6日

伊勢市教育委員会
委員長 八木雅文

記

- 1 日時 平成26年3月18日(火)午後7時
- 2 場所 伊勢市教育委員会(小俣総合支所)2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第8号 平成26年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
議案第9号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について
議案第10号 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 26 年 3 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕幸

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,156 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,966 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,931 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,791 人

伊勢市上下水道事業告示第 5 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
375	三重県宅内下水事業 協同組合	津市あのかつ台 4 丁目 6 番地 1	平成 26 年 3 月 4 日

伊勢市上下水道事業告示第 6 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 26 年 3 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 26 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 26 年 4 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
小俣町湯田の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 18 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 3 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
山本 誠	宮川 1 丁目 11 番 24 号 栄久保マンション 2 F 210	0300469517
山田 フタヨ	二俣 1 丁目 8 番 8 号	0300470796

伊勢市公告第 19 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
呉 亦嵐	伊勢市通町 272 番地 2	88044